ストレスチェク制度が、治まりました!

動安全衛生法が改正され、2015年12月1日より 従業員50人以上の事業場(事業者)には、 ストレスチェックの実施が義務化されます。

従業員50人未満の会社は、当分の間は努力義務ですが、 企業で働いている人の多くが、強いストレスを感じていると 聞きます。実際に、メンタル面の不調を訴え、 長期療養することになる例も少なくありません。

企業は、たとえ従業員からメンタル面の不調の訴えが 無い場合でも、従業員の状態を 把握した上で、 適切な配慮を果たす義務(※1:安全配慮義務)があります。 その為、従業員数の規模に限らず、ストレスチェックを 行なうことが必要であると考えられています。

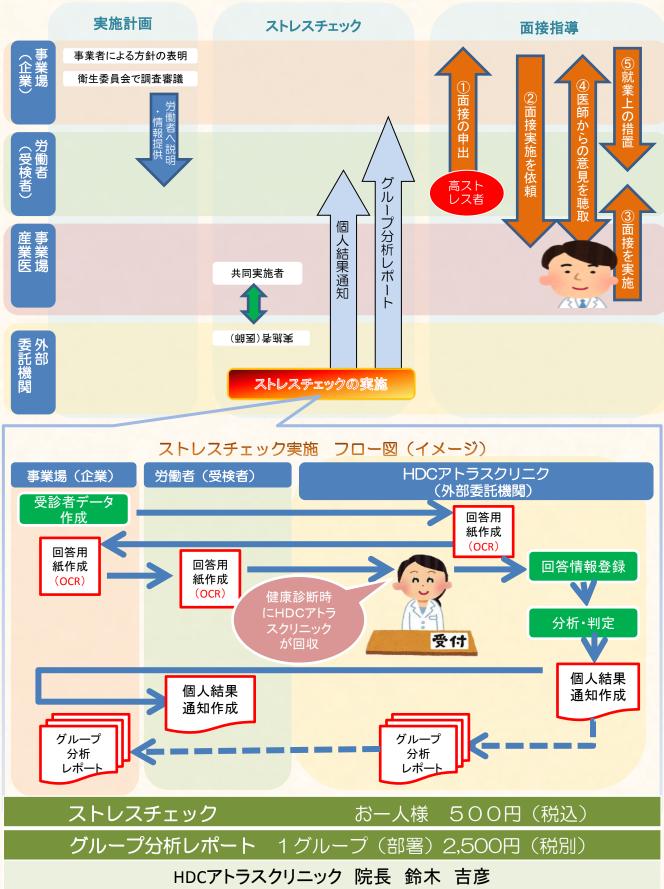
※1安全配慮義務とは。平成20年3月に施行された条項(労働契約法第5条)で、 「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ 労働することができるよう必要な配慮をするものとする。」と、 使用者の労働者に対する安全配慮義務(健康配慮義務)を明文化しています。

従業員のメンタル面の不調を未然に防ぐため、 そして、企業が安全配慮義務を果たすための 手段の1つが、ストレスチェックという訳です。

HDCアトラスクリニック 健康管理室では、 - このストレスチェック制度に対応したプランを ご提案いたします。

> 詳細は、裏面をご覧ください。 HDCアトラスクリニック 健康管理室

HDCアトラスクリニック 標準プラン



東京都千代田区一番町5-3-9 アトラスビル 1階 03-3234-6060